

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する協定」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請してください。

令和5年10月26日
国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所長
海津 義和

記

1. 協定の目的

下館河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧について、これに必要な資機材、労力等の確保及び動員の方法を定め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目を設定している場合、加算評価されます。

また、当該協定に基づき災害応急復旧業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目を設定している場合に加算評価されます。

2. 協定の内容

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 協定書（案） | 別冊のとおり |
| (2) 協定区間 | 別紙－1 下館河川事務所直轄管理区間 |

3. 申請書類

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| (1) 申請書 | 様式－1 |
| (2) 調査票 | 様式2－1、2－2 |
| (3) 保有先位置図 | （5万分の1程度の縮尺） |
| (4) 会社（本社又は本店、支店及び営業所）から最寄りの直轄区間までの地図 | （5万分の1程度の縮尺） |

※調査票は申請時で作成する。

4. 申請者の条件

関東地方整備局における一般競争参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件すべて満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうちに「一般土木C等級以上又は維持修繕工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けてないこと。
- (5) 以下の市町村に建設業法に基づく本社又は本店、支店及び営業所を有すること。

（栃木県）

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

（茨城県）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

- (6) 緊急時に建設機械（バックホウ、ブルドーザ、タンプトラック）が、おのおの1台以上手配（リースを含む）できない場合は欠格とする。
- (7) 緊急時に災害復旧のための技術者や作業員を確保できない場合は欠格とする。
- (8) 下館河川事務所発注における工事で元請けとして、平成20年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡し完了した工事の施工実績があること。
- (9) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事、維持修繕工事における令和2年4月1日から令和5年3月31日までの工事成績評定点の平均点が60点未満でないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (12) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法とがあり請負契約の条件となる保険は、いずれかの方式であっても差し支えない。
ただし、管内事務所が施工業者等と災害協定を締結する時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることは条件としない。

5. 審査項目

申請者の条件に欠落がある場合は審査の対象外とする。

審査項目	審査基準	欠格要件
災害時の体制 (様式2-1)	災害復旧のためのバックホウ、ブルドーザ、ダンプトラックの(リース機械を含む)の確保確ができる。 ※保有先等を5万分の1程度の地図に記入し別途添付すること。	各々が手配できない
人員の体制 災害復旧のための技術者の確保について (様式2-1)	自社において災害時に確保できる技術者として、下記の資格を有していること。 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士 ・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士 ・技術士(建設部門、農業土木、森林土木、総合技術監理部門のいずれか)の資格を有する者 ・RCCM	災害時に資格を有する技術者を確保できない
人員の体制 災害復旧のための作業員の確保について (様式2-1)	災害復旧のための作業員(協力会社の作業員も可)が確保できること。	作業員が手配できない
工事の実績 (様式2-1)	平成20年4月1日~令和5年3月31日までに、下館河川事務所発注における工事で元請けとしての完成・引渡し完了した工事の施工実績があること。	実績がない
	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの 工事成績評定点の平均点が60点未満。	該当あり
地理的条件 (様式2-2)	上記「4. 申請者の条件(5)」に記載のある市町村に建設業法に基づく本社又は本店、支店及び営業所を有すること。 ※5万分の1程度の地図に記入し別途添付すること。	「4. 申請者の条件(5)」に記載の市町村に建設業法に基づく本社又は本店、支店及び営業所を有しない

6. 協定期間

協定期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

※協定締結日は令和6年4月1日(木)とする。

7. 申請書の交付及び提出

(1) 申請書等の交付

1) 下館河川事務所のホームページにて交付する。

HPアドレス： <https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

- 2) 交付期間 : 令和5年10月26日(木)～令和5年11月27日(月)
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)
- 3) 上記1)による交付方法で入手ができない場合は、記録媒体(CD-R等)を下記(5) 問い合わせ先に持参することにより電子データを交付する。
なお、この場合は、事前に下記(5) 問い合わせ先にその旨、連絡するものとする。
この場合の交付期間についても上記2)と同様とする。

- (2) 提出方法
提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る(下記(4) 提出期間内に必着)。また、持参による場合は下記(4)の受付時間内に限る。
なお、FAX、電子メール等によるものは、受け付けない。
- (3) 提出部数
1部(袋とじ、割印)、紙によるもの
- (4) 提出期間および受付時間
令和5年10月26日(木)～令和5年11月27日(月)
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日) 必着
- (5) 提出場所及び問い合わせ先
〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 管理課
TEL 0296-25-2169(直通)

8. 申請書作成等に対する質問

- (1) 問い合わせの方法
質問書類の様式は任意とし、書類を持参、郵送(書留に限る)、又はFAXにより提出すること。
- (2) 提出期間および受付時間
令和5年10月26日(木)～令和5年11月20日(月)
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日) 必着
- (3) 回答期間及び回答方法
1) 回答方法: 下館河川事務所ホームページ及び各閲覧場所・掲示板にて回答する
2) 回答予定日: 令和5年11月22日(水)
※閲覧等は、8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)
- (4) 提出場所及び問い合わせ先
〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 管理課
TEL 0296-25-2169(直通)
FAX 0296-25-2170(直通)

9. 選定結果の通知等

申請書を審査の上、選定結果を申請者に郵送による書面にて通知する。なお、通知日は令和5年12月11日(月)を予定している。

10. 締結できない者に対する理由の説明等

- (1) 上記9.において災害協定の締結ができないものとして通知を受けた者は、下館河川事務所長に対して締結できない理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。
- (2) 提出方法：持参及び郵送（書留に限る。）
※FAXによるものは受け付けない。
- (3) 提出期限：令和5年12月11日（月）～令和5年12月14日（木）
8：30～17：15まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）必着
- (4) 提出場所及び問い合わせ先
上記8.（4）と同様
- (5) 回答期限及び回答方法
令和5年12月19日（火）までに書面により回答する。

11. 災害協定の締結等

- (1) 上記9.において災害協定を締結できる者として選定結果の通知を受けた者は、選定結果の通知に添付されている協定書2通に押印し、その内の1通と別添の調査票を作成し、合わせて返送するものとする。
- (2) 提出期限：令和5年12月11日（月）～令和5年12月25日（月）
8：30～17：15まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）必着
- (3) 提出場所及び問い合わせ先
上記8.（4）と同様

12. その他

- (1) 調査票作成等に用する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 本公示、協定書（案）、協定区間、申請書および調査票等の印刷物の請求には応じない。
- (3) 提出する申請書、調査票は、当目的以外には使用することはない。
- (4) 提出された申請書、調査票は返却しない。なお、差し替え・再提出は認めない。
- (5) 本公示、協定書（案）、協定区間、申請書および調査票については、下記に示す当事務所のホームページよりダウンロードしてください。

◆下館河川事務所ホームページアドレス <https://www.ktr.ml.it.go.jp/shimodate/>

◆掲示・閲覧場所、期間および閲覧時間

【掲示・閲覧場所】

- ・国土交通省 関東地方整備局下館河川事務所 閲覧コーナー掲示板及び各出張所掲示板
 - 下館河川事務所（茨城県筑西市二木成1753）
 - 鎌庭出張所（茨城県常総市新石下1302）
 - 伊讚出張所（茨城県筑西市女方173）
 - 石井出張所（栃木県宇都宮市石井町2347）
 - 氏家出張所（栃木県さくら市大字大中323-2）
 - 藤代出張所（茨城県取手市小浮気144-1）
 - 水海道出張所（茨城県常総市水海道橋本町3526-1）
 - 黒子出張所（茨城県筑西市大字井上890-6）
 - 真岡出張所（栃木県真岡市田町1518）

【閲覧期間および時間】

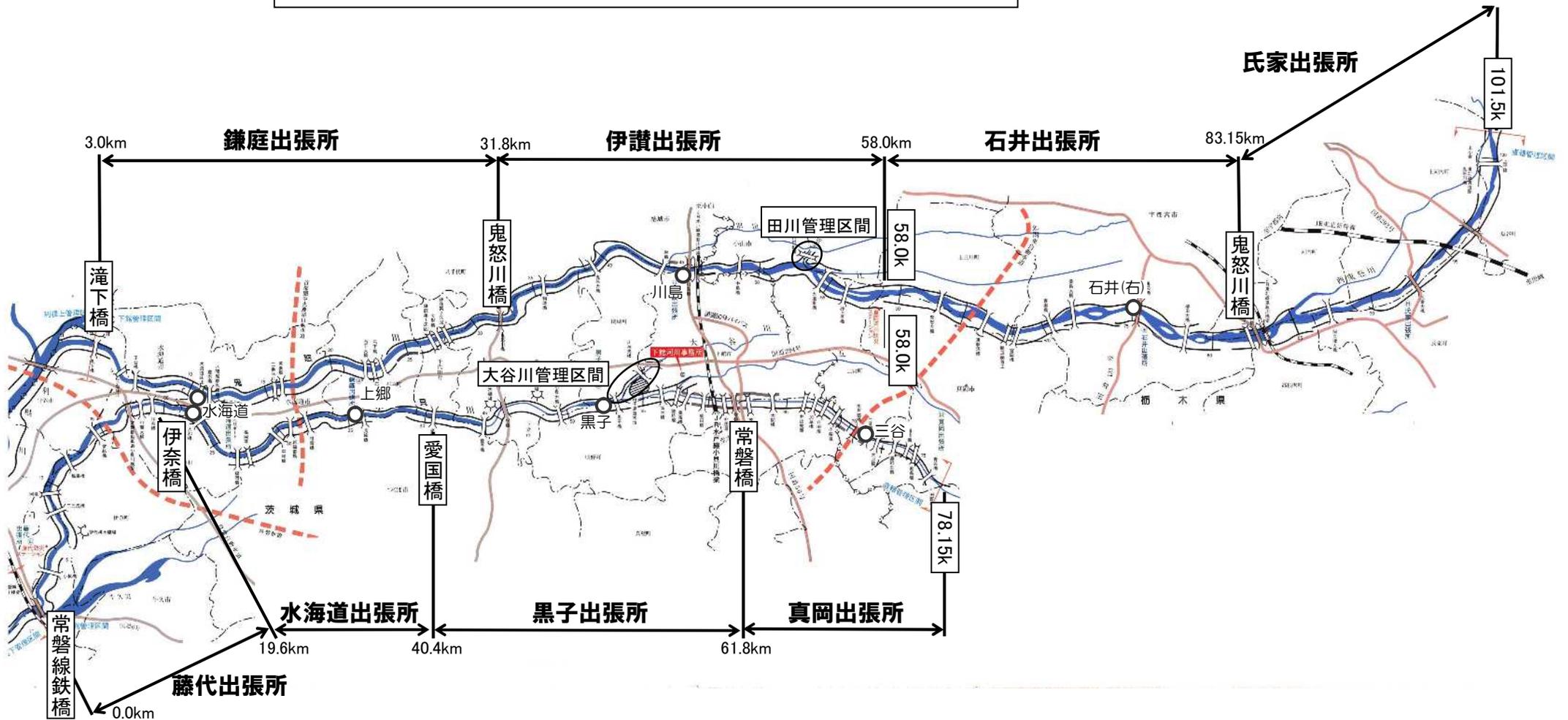
- ・掲示・閲覧場所とも下記のとおり

令和5年10月26日（木）～令和5年12月20日（水）

8：30～17：15まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

以上

河川災害応急復旧業務 出張所担当区間



【一般土木】申請書、調査票の提出にあたって

1.提出部数は1部、袋とじ、割印

2.下記、全ての書類を綴じ込んで下さい。

編纂順序 様式－1

様式2－1

様式2－1の添付書類（保有先位置図）

様式2－2

様式2－2の添付書類（会社（本社・本店・支店・営業所）から

最寄りの直轄区間までの地図）

3.提出書類は、様式－1を1ページとした通し番号を付するとともに全ページ数を表示すること（ページの例：P1／〇～P〇／〇）。

様式－1

(用紙は A4 とする)

協 定 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
下 館 河 川 事 務 所 長
海 津 義 和 様

住所 〒

代表者

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定【一般土木】」に参加したく申請いたします。

担 当 者:

部 署:

電話番号:

内線

FAX番号:

メールアドレス:

河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する調査票(1)

会社名 _____

1. 資機材

項目	規格	数量	保有先住所
資機材	バックホウ	(m ³)	台
	ブルドーザー	(t)	台
	ダンプトラック	(t)	台

※保有先を5万分1程度の地図に記入し添付してください。

最寄りのリース会社

会社名、住所、直線距離	リースできる機械
会社名 住所 最寄りの直轄区間までの距離	(手配できる機械及び規格(バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック、移動式クレーン)を記載)

※「最寄りの直轄区間までの距離」は、最寄りのリース会社から最寄りの直轄管理区間の場所(出張所)までの直線距離を記載して下さい。

2. 災害時における人員配置

項目	配置できる人員	適用
人員	自社技術者	人 一級土木施工管理技士 人、二級土木施工管理技士 人、 一級建設機械施工技士 人、二級建設機械施工技士 人 技術士(建設部門、農業土木、森林土木、総合技術監理部門のいずれかの資格を有する者) 人、RCCM 人
	自社作業員	人
	協力会社作業員 ※1	人
	災害対策用機械作業員 ※2	人

※1 協力会社については、その証明ができる書面等を添付してください。

※2 災害時における河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する協定書(案)の第9条に該当する場合において、「災害対策用機械作業員」配置できる人員の報告をお願いします。

3. 当事務所発注工事の施工実績

工事名	請負金額	工期	施工場所

※記載内容は、平成20年度以降、下館河川事務所管内における工事での元請けとしての施工実績

河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する調査票(2)

会社名 建設株式会社

○希望する出張所(管理区間)

希望の有無①	出張所名 (管理区間)	最寄りの直轄 区間	備考
		距離(km)②	
	鎌 庭		
	伊 讚		
	石 井		
	氏 家		
	藤 代		
	水海道		
	黒 子		
	真 岡		

※①希望の有無は、協定を希望する出張所名に○印を付けて下さい(複数可)。

希望しない又は申請者の条件に適合しない場合は空白として下さい。

②距離は、本社又は本店、支店及び営業所から最寄りの直轄管理区間の場所(出張所)までの直線距離を記載して下さい。

(5万分1程度の地図に記入し添付してください。)

(案)

災害時における河川災害応急復旧業務【一般土木】に関する協定書

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長 海津 義和（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、風水害・地震・河川水質事故・大規模火災等で発生した災害時（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務【一般土木】（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は下館河川事務所（以下「事務所」という。）が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は、別紙の事務所直轄管理区間とする。

(業務の指示)

第3条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施体制)

第4条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況を把握し、書面又は電話等の方法により職員等に報告し、甲又は職員等の指示による当該被害の応急復旧業務を実施するものとする。

3. 乙は、要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者（二級土木施工管理技士以上の資格を有する者）を定め、書面又は電話等の方法により職員等に報告するものとする。

4. 乙は、災害対策用機械の運搬・展開補助の要請を受けた場合、直ちに書面又は電話等の方法により作業員の数を甲又は職員等に報告し、甲又は職員等の指示により当該被害箇所への運搬・展開補助を実施するものとする。

(業務の完了)

第5条 第4条第3項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面にて職員等に報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第8条 乙は予め災害に備え第4条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材・人員等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。

2. 乙は前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により通知するものとする。

(災害対策用機械作業員数の報告)

第9条 上記8条に加え、乙は災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）の運搬・展開補助を行うことが可能な場合は、作業員の数を把握し、予め甲へ書面により報告するものとする。

(建設資機材等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請する場合は、甲乙協議して実施するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第15条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(有効期間及び効力)

第16条 この協定の有効期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

2. 乙が関東地方整備局長から「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）」に基づく指名停止期間中は、当該協定を適用しない。

ただし、予め関東地方整備局長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(研修等への参加)

第17条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 4月 1日

甲 国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所長 海津 義和

乙 住 所
氏 名

河川災害応急復旧業務 出張所担当区間

